

土壌汚染に係る環境基準の見直し（案）に対する 意見の募集について



環境省は、環境基本法第 16 条第 1 項に基づく土壌の汚染に係る環境基準の見直し案を取りまとめました。具体的には 1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーについて、新たに土壌環境基準を設定するものです。本案について、平成 26 年 9 月 16 日から 10 月 20 日までの間、パブリックコメントを実施します。

新たに設定される土壌環境基準（溶出基準）について

項目	環境上の条件
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
塩化ビニルモノマー	検液 1L につき 0.002mg 以下であること

環境省では今後、1,2-ジクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンについて、土壌環境基準の見直しに係る検討を進めていきます。

当社では、土壌汚染調査や土壌の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 26 年 9 月 16 日付 環境省ホームページ

測定技術箇所 佐藤亮平

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関（日本水道協会）から認められました。

